

法科大学院評価基準要綱 新旧対照表（令和4年度以降実施分）

（下線の部分は改定箇所）

新	旧	改定理由
(同右)	I 総則	
(同右)	1 評価の目的	
<p>1-1</p> <p>独立行政法科大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、機構が定める法科大学院評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施する。</p> <p>（1）法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。</p> <p>（2）当該法科大学院の教育活動等の質の向上及び改善を促進するため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院を置く大学に通知すること。</p> <p>（3）法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。</p>	<p>1-1</p> <p>独立行政法科大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、機構が定める法科大学院評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施する。</p> <p>（1）法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。</p> <p>（2）当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。</p> <p>（3）法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。</p>	<p>機構が行う法科大学院の認証評価は、法科大学院における教育活動等の質の向上及び改善の促進を目的とするものであることを明確にするため、改定した。</p>
(同右)	2 評価基準の性質及び機能	
(同右)	2-1 評価基準は、学校教育法第109条第4項に規定する大学評価基準として策定されたものである。	
2-2 評価基準は、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関	2-2 評価基準は、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関	教育活動等の質を維持し向上を図る体制が整備され機能していることを重点的に評価すること

新	旧	改定理由
<p>する法律（以下「連携法」という。）第2条に規定する「法曹養成の基本理念」及び専門職大学院設置基準に規定される法科大学院の設置基準等を踏まえて、学校教育法第109条第5項に基づき、機構が、法科大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（以下「適合認定」という。）をする際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件、及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析し、教育活動等の質の向上及び改善が自律的に行われていることを確認するための内容を定めたものである。</p>	<p>する法律（以下「連携法」という。）第2条に規定する「法曹養成の基本理念」及び専門職大学院設置基準に規定される法科大学院の設置基準等を踏まえて、学校教育法第109条第5項に基づき、機構が、法科大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（以下「適合認定」という。）をする際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものである。</p>	<p>を明確にするため、改定した。</p>
<p>削除</p>	<p>2-3  <u>基準は、その内容により、次の2つに分類される。</u>  (1) <u>各法科大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。</u>  例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等  (2) <u>各法科大学院において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。</u>  例 「・・・に努めていること。」等</p>	<p>基準改定により分類の必要がなくなるため、削除した。</p>
<p>2-3  基準のうち、法科大学院教育の質を保証する観点から特に重視される基準を重点評価項目とする。</p>	<p>2-4  2-3 (1) の基準のうち、法科大学院教育の質を保証する観点から特に重視される基準を重点基準とする。</p>	<p>2-3の削除に伴い、改定した。</p>
<p>削除</p>	<p>2-5  <u>解釈指針は、各基準に係る説明及び例示を規定したものである。</u>  <u>ただし、「・・・が望ましい。」と規定されたものについては、各法科大学院において、当該解釈指針に定められた内容が実施されている場合、優れた特徴として取り扱うものとする。</u></p>	<p>評価基準において、解釈指針を廃止するため、削除した。</p>
<p>(同右)</p>	<p>3 適合認定</p>	
<p>3-1  機構は、各基準の判断結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法</p>	<p>3-1  機構は、各基準の判断結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法</p>	<p>重点基準について、位置付けを含めて見直しを行い、新たに重点評価項目を設定するため、改定した。</p>

新	旧	改定理由
<p>科大学院に適合認定を与える（以下、機構から適合認定を受けた法科大学院を「機構認定法科大学院」という。）。</p> <p><u>重点評価項目を満たしていない場合は「法科大学院評価基準に適合していない」と判断する。</u></p>	<p>科大学院に適合認定を与える（以下、機構から適合認定を受けた法科大学院を「機構認定法科大学院」という。）。</p> <p><u>法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの判断は、各基準のうち、特に重点基準の判断結果を踏まえて行うものとする。</u></p>	
削除	<p><u>3-2</u></p> <p><u>機構認定法科大学院は、評価基準で定める要件を継続的に充足するだけでなく、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、教育活動等の水準を高めることに努めなければならない。</u></p>	<p>評価基準に「教育活動等の水準を高める取組が行われていること」を含めるため、削除した。</p>
II 評価基準	II 基準及び解釈指針	
領域1 法科大学院の教育研究活動等の状況	/	<p>※大幅改定のため、「II」については新基準と旧基準との対照は行わない。（旧基準と新基準の対応関係については別紙参照。）</p>
基準1-1 法科大学院の目的が適切に設定されていること	/	同上
基準1-2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること	/	同上
基準1-3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	/	同上
領域2 法科大学院の教育活動等の質保証	/	同上
基準2-1（重点評価項目） 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること	/	同上
基準2-2（重点評価項目） 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること	/	同上
基準2-3（重点評価項目）	/	同上

新	旧	改定理由
法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること		
基準2-4 (重点評価項目) 教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること		同上
基準2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持・向上を図っていること		同上
基準2-6 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うこととされている事項が適切に実施されていること		同上
領域3 教育課程及び教育方法		同上
基準3-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること		同上
基準3-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること		同上
基準3-3 教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること		同上
基準3-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること		同上
基準3-5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること		同上
基準3-6 法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること		同上
基準3-7 専任教員の授業負担等が適切であること		同上
領域4 学生の受入及び定員管理		同上

新	旧	改定理由
基準4-1 学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること	/	同上
基準4-2 学生の受入が適切に実施されていること	/	同上
基準4-3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること	/	同上
領域5 施設、設備及び学生支援等の教育環境	/	同上
基準5-1 法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	/	同上
基準5-2 学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言、支援が行われていること	/	同上
(同右)	Ⅲ 評価の組織及び方法等	/
(同右)	1 評価の種類	/
(同右)	1-1 学校教育法第109条第3項に規定する認証評価を実施するに当たっては、次の2種類の評価をもって実施する。 (1) 本評価 法科大学院の教育活動等の状況について、評価基準に適合しているかどうかの判断を行う評価 (2) 追評価 本評価において適合認定を受けられなかった法科大学院を対象として、本評価時に満たしていないとされた基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価と併せて、評価基準に適合しているかどうかの判断を行う評価	/
(同右)	1-2 本評価に先立ち、法科大学院の開設後、初年度の入学者(3年課程)の修了以前の段階における教育活動等の状況について	/

新	旧	改定理由
(同右)	<p>実施する評価を予備評価という。</p> <p>1-3 法科大学院は、5年以内ごとに本評価を受けるものとする。 追評価を受けた法科大学院については、次の評価の時期は、当該追評価の実施年度からではなく、本評価の実施年度から起算するものとする。</p>	
(同右)	2 評価の組織	
<p>2-1 機構は、次の評価組織により法科大学院の評価を実施する。</p> <p>(1) 法科大学院認証評価委員会 法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、機構が実施する法科大学院の評価に関し、次の事項を審議し、決定する。</p> <p>ア 評価基準及び評価方法その他評価に必要な事項の制定、改定及び変更 イ 評価結果の確定</p> <p>(2) 評価部会及び運営連絡会議等 評価委員会の下に評価部会及び運営連絡会議を置く。 評価部会は、評価の対象となる法科大学院について書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果（原案）を作成する。 運営連絡会議は、評価部会等における横断的な事項の審議、評価結果（原案）の調整、評価基準及び評価方法等に関する改善案の評価委員会への提案、<u>評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の確保に関する調査</u>を行う。 特定の専門事項を調査する必要がある場合は、これを調査するため、評価委員会の下に専門部会を置くことがで</p>	<p>2-1 機構は、次の評価組織により法科大学院の評価を実施する。</p> <p>(1) 法科大学院認証評価委員会 法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、機構が実施する法科大学院の評価に関し、次の事項を審議し、決定する。</p> <p>ア 評価基準及び評価方法その他評価に必要な事項の制定、改定及び変更 イ 評価結果の確定</p> <p>(2) 評価部会及び運営連絡会議等 評価委員会の下に評価部会及び運営連絡会議を置く。 評価部会は、評価の対象となる法科大学院について書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果（原案）を作成する。 運営連絡会議は、評価部会等における横断的な事項の審議、評価結果（原案）の調整、評価基準及び評価方法等に関する改善案の評価委員会への提案を行う。 特定の専門事項を調査する必要がある場合は、これを調査するため、評価委員会の下に専門部会を置くことができる。</p>	<p>評価方法やフォローアップの仕組みを見直すことにより、専門部会を置いて調査していた事項を各評価部会において調査するなど、評価組織についてもその役割を整理するため、改定した。</p>

新	旧	改定理由
きる。		
(同右)	<p>2-2            評価委員会、評価部会、運営連絡会議及び専門部会の委員は、自己の関係する大学に関する事案については、その議事の議決に加わることができないこととする。</p>	
(同右)	<p>2-3            機構は、機構が実施する評価を、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高いものとするため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価担当者に対して、評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施する。</p>	
(同右)	3 評価の方法等	
(同右)	<p>3-1            機構は、毎年度、法科大学院を置く大学からの申請に基づき、評価を実施する。            申請の方法等については、別に定める。</p>	
(同右)	<p>3-2            機構は、評価の申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該法科大学院の評価を実施する。</p>	
(同右)	<p>3-3            評価の手順は次のとおりとする。            (1) 各法科大学院の自己評価等を踏まえ、法科大学院の教育活動等の状況を分析し、各基準を満たしているかどうかの判断を行う。            (2) (1)の結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの判断を行う。            (3) 基準ごとの分析・判断の結果に基づき、法曹養成の基本理念及び当該法科大学院の目的等に照らし、教育活動等の優れた点や改善を要する点等について明らかにする。</p>	
(同右)	3-4	

新	旧	改定理由
	<p>評価は、書面調査及び訪問調査により実施する。</p> <p>書面調査は、別途策定される自己評価実施要項に基づき、当該法科大学院が作成する自己評価書の分析等により実施する。</p> <p>訪問調査は、別途策定される訪問調査実施要項に基づき、評価担当者が当該法科大学院を訪問し、書面調査では確認することのできない内容等を中心に調査を実施する。</p>	/
(同右)	<p>3-5</p> <p>評価結果を確定する前に、評価結果（案）を当該法科大学院を置く大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設ける。</p> <p>意見の申立てがあった場合は、再度審議を行った上で、評価結果を確定する。</p> <p>意見の申立てのうち、適合と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議を行うに当たっては、評価委員会の下にその年度の評価に加わらない者からなる専門部会を置く。専門部会は、意見の申立てに理由があるかどうかについて審査を行い、評価委員会は、その議を踏まえて評価結果を確定するものとする。</p>	/
<p>3-6</p> <p>機構は、評価結果を評価報告書としてまとめ、当該法科大学院を置く大学へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、<u>ウェブサイトへの掲載等</u>により、広く社会に公表する。</p> <p>評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、当該法科大学院を置く大学から提出された<u>自己評価書等</u>を機構のウェブサイトに掲載する。</p>	<p>3-6</p> <p>機構は、評価結果を評価報告書としてまとめ、当該法科大学院を置く大学へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、<u>印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等</u>により、広く社会に公表する。</p> <p>評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、当該法科大学院を置く大学から提出された<u>自己評価書（法科大学院の自己評価において根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。）</u>を機構のウェブサイトに掲載する。</p>	<p>ウェブサイトへの掲載のみで対応しているため、実態に即して改定した。</p>
削除	<p><u>4 教員組織調査</u></p>	<p>これまで専門部会で調査していた教員組織調査について調査の仕方を変更し、専門部会を置かずに評価部会で審議することとするため、項目を削除した。</p>



新	旧	改定理由
削除	<u>4-1</u> 教員組織調査は、評価基準第8章の基準を満たしているかどうかの判断を行うため、法科大学院の専任教員等について、担当する授業科目の内容に即して、当該授業科目を担当するにふさわしい教育上の経歴・経験、研究業績、職務上の実績等を有しているか調査を実施した上で、当該法科大学院の教員組織に、教育上適切な教員が配置されているか確認するものとする。	同上
削除	<u>4-2</u> 教員組織調査を実施するため、評価委員会の下に専門部会を置く。	同上
削除	<u>4-3</u> 予備評価においては、教員組織調査は実施しない。	同上
4 追評価	5 追評価	項目番号の変更のため、改定した。
<u>4-1</u> 機構は、本評価において適合認定を受けられなかった法科大学院を対象として、当該法科大学院を置く大学からの申請に基づき、追評価を実施する。 当該法科大学院の追評価の申請は、本評価実施年度の翌々年度まで受け付けるものとする。 申請の方法等については、別に定める。	<u>5-1</u> 機構は、本評価において適合認定を受けられなかった法科大学院を対象として、当該法科大学院を置く大学からの申請に基づき、追評価を実施する。 当該法科大学院の追評価の申請は、本評価実施年度の翌々年度まで受け付けるものとする。 申請の方法等については、別に定める。	同上
<u>4-2</u> 機構は、本評価時に満たしていないとされた基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価と併せて総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に適合認定を与える。	<u>5-2</u> 機構は、本評価時に満たしていないとされた基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価と併せて総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に適合認定を与える。	同上
削除	<u>5-3</u> 追評価を実施するため、評価委員会の下に専門部会を置く。	これまで専門部会で調査していた追評価について調査の仕方を変更し、専門部会を置かずに評価部会で審議することとするため、項目を削除した。
5 予備評価	6 予備評価	項目番号の変更のため、改定した。

新	旧	改定理由
<p><u>5-1</u> 法科大学院の開設後、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について、法科大学院を置く大学からの申請に基づき、予備評価を実施する。</p>	<p><u>6-1</u> 法科大学院の開設後、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について、法科大学院を置く大学からの申請に基づき、予備評価を実施する。</p>	同上
<p><u>5-2</u> 予備評価は、当該法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために実施する。 なお、予備評価は、本評価を申請する際の要件ではない。</p>	<p><u>6-2</u> 予備評価は、当該法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために実施する。 なお、予備評価は、本評価を申請する際の要件ではない。</p>	同上
<p><u>5-3</u> 予備評価の内容等は次のとおりとする。 (1) 予備評価は、原則として本評価と同様に実施する。 ただし、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階においては評価し得ない部分について、予備評価においては実施しないものとする。 (2) 予備評価の評価結果は、当該法科大学院を置く大学に通知するが、文部科学大臣への報告、社会への公表を行うものではない。 (3) 予備評価は、法科大学院に適合認定を与えるものではない。</p>	<p><u>6-3</u> 予備評価の内容等は次のとおりとする。 (1) 予備評価は、原則として本評価と同様に実施する。 ただし、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階においては評価し得ない部分について、予備評価においては実施しないものとする。 (2) 予備評価の評価結果は、当該法科大学院を置く大学に通知するが、文部科学大臣への報告、社会への公表を行うものではない。 (3) 予備評価は、法科大学院に適合認定を与えるものではない。</p>	同上
<p><u>6</u> 評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の確保</p>	<p><u>7</u> 評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の確保</p>	同上
<p><u>6-1</u> (1) 機構の評価を受けた法科大学院を置く大学は、次の評価（他の認証評価機関による評価を含む。）を受けるまでの間に、<u>学校教育法110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第4条第1項第1号に掲げる事項について重要な変更があったと判断したときは、別に定める法科大学院重要事項変更届（以下、「重要事項変更届」）の様式に従い、その状況を機構に提出するものとする。</u></p>	<p><u>7-1</u> (1) 機構の評価を受けた法科大学院を置く大学は、次の評価（他の認証評価機関による評価を含む。）を受けるまでの間、<u>毎年度、調査実施年度に適用される評価基準の重点基準について、別に定める法科大学院年次報告書（以下「年次報告書」という。）の様式に従い、その状況を機構に提出するものとする。</u> (2) 機構認定法科大学院を置く大学であって、評価において<u>満たしていないとされた基準があるものは、次の評価（他の認証評価機関による評価を含む。）を受けるまでの間、その</u></p>	<p>これまでの調査を廃止し、新たなフォローアップの仕組みを構築するため、改定した。</p>

新	旧	改定理由
<p>(2) 機構認定法科大学院を置く大学であって、評価において改善を要する点として指摘された事項等がある場合には、別に定める法科大学院対応状況報告書（以下「対応状況報告書」という。）の様式に従い、その対応状況を機構に提出するものとする。</p> <p>ただし、対応状況報告書等の調査の結果、機構が翌年度以降の対応状況報告書等の提出を要しないと認めた事項等については、この限りでない。</p>	<p>対応状況について、別に定める法科大学院対応状況報告書（以下「対応状況報告書」という。）の様式に従い、機構に提出するものとする。</p> <p>ただし、対応状況報告書等の調査の結果、機構が翌年度以降の対応状況報告書等の提出を要しないと認めた基準については、この限りでない。</p> <p>(3) 機構は、年次報告書又は対応状況報告書の提出のない場合には、その旨を公表する。</p>	
<p><u>6-2</u></p> <p>(1) 機構は、重要事項変更届等を調査した結果、教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般について、重要な変更又は状況の変化があると認めた法科大学院については、当該法科大学院を置く大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、既に公表した評価の結果に変更又は変化の内容を付記する。</p> <p>(2) 機構は、対応状況報告書等を調査した結果、改善が行われていると確認できた場合には、その旨を評価の結果に付記する。</p>	<p><u>7-2</u></p> <p>(1) 機構は、年次報告書を調査した結果、教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般について、重要な変更又は状況の変化があると認めた法科大学院については、当該法科大学院を置く大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、既に公表した評価の結果に変更又は変化の内容を付記する。</p> <p>(2) 機構は、対応状況報告書等を調査した結果、評価において満たしていないとされた基準に係る対応状況について、当該法科大学院を置く大学の意見を聴いた上で、既に公表した評価の結果にその対応状況を付記する。</p>	同上
削除	<p><u>7-3</u></p> <p>機構は、年次報告書を調査した結果、重点基準を満たさないおそれがあると判断した場合は、その旨を当該法科大学院を置く大学に通知する。</p>	同上
削除	<p><u>7-4</u></p> <p>年次報告書及び対応状況報告書等を調査するため、評価委員会の下に専門部会を置く。</p>	同上
<u>7</u> 情報公開	<u>8</u> 情報公開	項目番号の変更のため、改定した。
<u>7-1</u> 機構は、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育	<u>8-1</u> 機構は、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育	同上

新	旧	改定理由
<p>法施行規則第169条第1項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供する。</p>	<p>法施行規則第169条第1項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供する。</p>	
<p><u>7-2</u>            機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下「独立行政法人等情報公開法」という。）に基づき、原則として開示する。            ただし、法科大学院を置く大学から提出され、機構が保有することとなった法人文書（Ⅲ 3-6により公表済みのものを除く。）の開示に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該法科大学院を置く大学と協議するものとする。</p>	<p><u>8-2</u>            機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下「独立行政法人等情報公開法」という。）に基づき、原則として開示する。            ただし、法科大学院を置く大学から提出され、機構が保有することとなった法人文書（Ⅲ 3-6により公表済みのものを除く。）の開示に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該法科大学院を置く大学と協議するものとする。</p>	<p>同上</p>
<p><u>8 評価基準の改定等</u></p>	<p><u>9 評価基準の改定等</u></p>	<p>同上</p>
<p><u>8-1</u>            機構は、法科大学院関係者、法曹関係者及び評価担当者等の意見を踏まえ、適宜、評価基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努める。            評価基準の改定及び評価方法その他評価に必要な事項の変更は、事前に法科大学院関係者及び法曹関係者等へ意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、評価委員会で審議し決定する。            なお、評価基準等が改定される場合には、相当の周知期間を置き、法科大学院の理解や自己評価の便宜等に配慮するものとする。</p>	<p><u>9-1</u>            機構は、法科大学院関係者、法曹関係者及び評価担当者等の意見を踏まえ、適宜、評価基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努める。            評価基準の改定及び評価方法その他評価に必要な事項の変更は、事前に法科大学院関係者及び法曹関係者等へ意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、評価委員会で審議し決定する。            なお、評価基準等が改定される場合には、相当の周知期間を置き、法科大学院の理解や自己評価の便宜等に配慮するものとする。</p>	<p>同上</p>
<p><u>9 評価手数料</u></p>	<p><u>10 評価手数料</u></p>	<p>同上</p>
<p><u>9-1</u>            評価を実施するに当たっては、別に定めるところにより、評価手数料を設定し、徴収する。</p>	<p><u>10-1</u>            評価を実施するに当たっては、別に定めるところにより、評価手数料を設定し、徴収する。</p>	<p>同上</p>

## 3巡目と4巡目の法科大学院認証評価基準の対応関係

